

館山市観光事業審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館山市観光事業審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の10分前までに傍聴届（別記様式）に必要事項を記入し、審議会の事務局に提出する。

2 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。

(傍聴人の守るべき事項)

第3条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画、録音等行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為を行わないこと。

(会議の秩序の維持)

第4条 傍聴人が次の各号のいずれかに該当する場合、会長はこれを退場させることができる。

- (1) 傍聴人が職員の指示に従わないとき。
- (2) 傍聴人が前条に規定する事項に違反したとき。

附 則

この要領は、令和7年1月22日から実施する。

別記様式（第 2 条）

館山市観光事業審議会傍聴届

令和 年 月 日

館山市観光事業審議会傍聴要領第 2 条の規定により下記のとおり届けます。

記

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____